



令和6年12月4日

スキマ時間に気軽に稼げる？ 高額請求の入り口かも！

近年、空き時間（スキマ時間）を使って効率よく稼ぎたいとのニーズが高まっています。ところが、SNS や動画広告などで見つけた「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などの簡単なタスク（作業）で稼げるという副業に応募したところ、サポート料が必要等と支払いを求められたという相談が増えています。



「“いいね”を押すだけ」で稼げるという副業に応募し、指示に従ったところ電子マネーで報酬を受け取った。もっと稼ぐには登録が必要だと URL が届き、登録を促された。信用しても大丈夫だろうか。



はじめのうちは簡単なタスクをすると数百円程度の報酬を受け取れることがあることから、相手を信用してしまいます。その後、高額報酬を得るためにと様々な理由をつけて金銭の振り込みを求められます。

例えば

- タスク実行前に振込させるパターン ⇒ 「高額報酬のタスクは事前に送金が必要である」
- タスク実行後に振込させるパターン ⇒ 「ミスしたために処理費用が必要である」
- 報酬を得る段階で振り込みさせるパターン ⇒ 「報酬を引き出すためには費用がかかる」

など・・・

！ 「簡単に稼げる」「楽して儲かる」ことを強調する広告は**詐欺**の可能性が高いのでうのみにしないようにしましょう

「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」「コピーするだけ」「相談に乗るだけ」「動画を見るだけ」など…**要注意！**

！ 相手方に安易に個人情報を開示しないようにしましょう
悪用される可能性が否定できないので、住所や氏名、銀行口座の情報や免許証の写真などを伝えるのは**避けて！**

！ お金を稼ぐはずが振り込みを求められたら、消費生活センターに相談してください
支払ったお金を取り戻すのは大変困難です。決してお金を払わないようにしましょう。不信や疑問を持ったらずぐに相談！



「〇〇ペイで返金します」といわれたら詐欺を疑って！

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して金銭をだまし取る手口に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。



ネット通販で商品を注文し、お金を支払ったが、業者から「在庫がないので、〇〇ペイで返金する」と言われた。お金を返してもらいたい。



「返金してほしい」という消費者の心理につけ込んで、さらにお金をだまし取る手口です。消費者が返金詐欺の被害に遭う前に利用した通販サイトは、返金手続きをさせるための偽サイトと思われます。

相手方の指示に従って返金を受け取るために操作したのに、相手方に送金してしまいます。コード決済事業者の規約上、消費者自身が操作しているケースでは補償が受けられない場合が多くなっています。

ネット通販の商品代金を銀行振り込みや電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払いに用いていないコード決済アプリで返金を行うのはとても不自然です。「〇〇ペイで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示には従わず、消費生活センターに相談してください。また、被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に申し出し、警察にも相談してください。



返金詐欺に遭わないために購入前にサイトを**チェック！**

- ☐ サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ☐ 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
- ☐ ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- ☐ 支払方法が銀行振り込みや電子マネーに限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である
- ☐ キャンセル、返金、返金のルールがどこにも記載されていない
- ☐ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に記載されていない



このようなサイトは、詐欺サイトである恐れがあります。利用は控えましょう。

おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター

市役所内

相談直通電話 **40-0525**

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してゼロ！

